

16 民間公益活動促進業務以外の業務を行う場合には、民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがない旨を説明した書類（別紙様式8）

(別紙様式 8)

民間公益活動促進業務以外の業務に関する説明書

平成 30 年 10 月 4 日

内閣総理大臣 殿

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構

代表理事 二宮 雅也

当法人は、指定活用団体に指定された後において、民間公益活動促進業務以外の業務を行う予定はありません。